

静岡県 5,423 経営体 (全国 18 位)
全 国 231,101 経営体

- 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者制度は、農業者が自主的に作成した「農業経営改善計画(5年間)」を、市町村長がその基本構想に照らして認定し、関係機関が計画実現のための各種支援策を実施する制度である。
- 県内の認定実績は5,423 経営体であり、うち法人が342、女性が80 となっている。
- 全国の認定実績は231,101 経営体であり、本県は全都道府県中第18 位に位置している。

●認定状況の推移

年度	認定農業者数 (経営体)	年度	認定農業者数 (経営体)
平成 12	6,264	平成 19	5,940
13	6,157	20	5,991
14	5,914	21	6,026
15	5,929	22	5,931
16	6,017	23	5,789
17	6,036	24	5,459
18	6,110	25	5,423

●営農類型別の認定状況 (単位：%)

施設野菜	17.3	稲 作	2.7
茶	22.3	露地野菜	4.3
花き・花木	8.2	その他	1.3
果樹類	11.3	複 合	26.7
畜 産	5.9	合 計	100.0

●年齢階層別の認定状況 (単位：%)

年 齢	比率
29 歳以下	0.5
30~39 歳	4.9
40~49 歳	16.0
50~59 歳	34.0
60~64 歳	23.9
65 歳以上	20.7
合 計	100.0

出典：静岡県農業振興課調べ